

第 74 期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

- ① 事業報告
 - 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ② 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- ③ 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款第 16 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.spp.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

住友精密工業株式会社

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

当社は、以下の基本方針を定め、子会社等も対象とする内部統制システム全般の構築・維持・向上、運用状況の確認を行う。また、法令等の遵守に関する事項を含めた企業理念を定めるとともに、企業理念に基づいた行動規範を定め、これらの遵守を図るため継続的に子会社等も含めて啓発・教育活動を行う。

今後も、適宜、内部統制システムの見直しを行うとともに、具体的な取組みの徹底や適切なモニタリングを通じて、業務の的確性・有効性の維持向上に繋げることとする。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守に係る活動を促進するため、コンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制の構築・運営を統轄し、その指揮の下、法務・コンプライアンス推進室は、コンプライアンス推進に関する具体的施策を企画・立案し、実施する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する施策の実施等につき、コンプライアンス担当役員への助言を行う。

取締役会については取締役会規則に基づき適正な運営を確保するとともに、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に開催する臨時取締役会等により、取締役相互の意思疎通を図るとともにお互いの業務執行を監督する。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担等に従って各監査役が取締役の職務執行について監査する。

各部署における業務執行については、組織・業務分掌・決裁基準等に関する規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。内部監査規程並びに財務報告に係る内部統制監査規程を定め、業務執行から独立した内部監査室が法令遵守状況及び業務の効率性並びに金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等の監査を実施し、その結果を社長執行役員及び監査役に報告することにより、業務全般の適正性及び財務報告の信頼性を確保することとする。

さらに、コンプライアンス違反等を認知した場合には、直ちに上司やコンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室長に報告しなければならないとする「即一報」の徹底を図る。内部通報制度を設け、法務・コンプライアンス推進室長、経営の執行から独立した監査役室長及び弁護士を窓口として、通報・相談された内容を検討し必要と認めた場合には調査を行い適切な処置をとるとともに、通報者の保護に配慮する。

また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程、起案手続要領等に基づき、議事録等の記録類を作成し、必要な期間中、適切かつ確実に保存・管理することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門は、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して発生の未然防止、発生した場合の対応手続の定めを含む社内ルールを整備し定期的に自主点検を行うなどして、必要なリスク管理を行う。コーポレート部門各部署は、それぞれの所管業務に係る社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの作成等を通じ、連携して全社レベルのリスク管理に関する枠組みを構築し、各事業部門のリスク管理を支援するとともに、モニタリング及び必要な改善を行う。また、業務執行から独立した内部監査室は、各事業部門・コーポレート部門各部署のリスク管理の状況を監査し、必要な助言を行う。特定の課題・リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、環境管理、品質、安全衛生、人権・ダイバーシティ）については、担当役員を定めて責任を明確化した上で、同役員の諮問機関として委員会を設置し、全社横断の継続的な活動を通じて、事業部門・コーポレート部門によるリスク管理を支援する。さらに、万が一不測の事態が発生した場合は、社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を最小限に止め一刻も早く収束するための体制をとることとする。なお、必要に応じ、管理体制の改訂・強化を図るとともに、顧問弁護士ほかの外部ブレーン招集等も行うこととする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に則った取締役会の開催・運営とともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、通達にて、各執行役員の統轄業務分担を定める。また、職務執行の効率性を追求するため、事務章程にて社内分掌及び業務権限と責任を明確に定め、さらに、取締役会の重要事項付議基準通達によって運営の円滑化を図る。

また、経営会議規程に則った経営会議を毎月開催し、経営の基本方針並びに重要な経営課題の執行方針を審議するとともに、各部門ごとにも事業検討会議を設け十分な議論を重ねるなど、適正且つ迅速に業務を推進する体制をとる。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等に対して、当社グループの企業理念並びに行動規範が浸透するよう継続的に啓発・教育活動を行う。子会社等における法と規則を遵守するための体制の構築を支援する。子会社等におけるリスク管理に関する枠組みの構築と必要な改善を支援する。内部通報制度は子会社等の社員も利用可能とする。

また、子会社等の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、関係会社の管理に関する規程に従い、主管部あるいは統轄役員を定めて、当社への協議・報告制度により指導を行うとともに、実行面においても、年度計画策定時の審議会や子会社等との情報交換会等を通じて、当社の役員から経営方針の徹底等を図る。

さらに、子会社等に対し、当社から取締役・監査役を派遣し、また、内部監査を実施することにより、業務執行や業績を監督する。

<監査役設置会社の体制に求められる事項>

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し当社の使用人から監査役補助者を任命する。今後、監査範囲や内容の変化に伴い、監査役より組織・人数の変更等の要請があった場合にも、意見交換を行い対処する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、その人事異動等についても監査役の同意を得た上で決定する等、取締役からの独立性を確保する。
- 2) 監査役補助者は、業務執行からは独立させる。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役及び使用人並びに子会社等の取締役及び使用人はいつでも、監査役の求めに応じて業務の執行状況を報告する。なお、報告者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。

前記にかかわらず、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会他の主要な会議に出席するとともに、報告書等を閲覧し、重要事項についての適切な情報収集に努める。また、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知することとする。さらに、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つことで、適宜、監査結果等について報告を受ける。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 社長執行役員と監査役会との間で定期的に会合を持ち、会社の業績並びに課題・問題点などについて意見交換を行う。
- 2) 会計監査人との間で定期的な意見交換会を持ち、監査の概況の報告を受ける。
- 3) 監査役として監査の実効を向上させるために必要と判断される事項が生じた場合は、別途取締役等と調整を図る。
- 4) 監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談・調査依頼等を行うことができ、その費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これを運用することで業務の適正の確保に努めてきたにもかかわらず、2019年1月に防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。また、その再発防止に取り組む過程で実施した同年12月のコンプライアンス総点検において、熱交換器の製造・検査工程における不適切な行為が発覚しました。

当社は、2020年1月24日に防衛省に対する費用過大請求についての特別調査委員会の調査結果を公表いたしました。その提言にもあるとおり、内部統制の充実やガバナンスの強化、コンプライアンス意識の徹底、部門間連携の強化といった点が喫緊の課題と認識しており、内部統制・ガバナンス・コンプライアンスに携わる組織整備・人材増強により体制を強化し、コンプライアンス・品質に関する教育・意識向上活動、社内ルール総点検等の取組みを推し進め、当社の全ての役員及び従業員の意識改革を進めてまいり所存です。

また、当社は、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。当該誤謬は、退職給付会計に使用する退職給付債務を計算する対象を網羅的に特定できていなかったことによるものであり、退職給付債務の見積りに関する決算・財務報告プロセスの内部統制の不備に起因するものと考えております。これを受けて、再発防止のために、経理部門の専門知識の強化、退職金制度改定時の社内外の関係先との協議手続の明確化、年金数理人へ数理計算を依頼する際の業務手順の明確化と承認手続の厳格化などの再発防止策を講じ、決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下①～⑨のとおりであります。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度は、防衛省に対する費用過大請求というコンプライアンス違反に対する再発防止策として、社長メッセージ発信、社長スモールミーティング、住友事業精神及び当社企業理念の研修を適宜実施し、風土改革に取り組んでおります。また、コンプライアンス体制の拡充のため、コンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室を新設するとともに、コンプライアンス委員会についても体制の強化を行っております。さらに、部室長をコンプライアンスリーダーに選任し、コンプライアンス推進の責任の明確化を行っております。こうした体制のもと、コンプライアンス委員会を開催し、そこで定めた活動計画に基づき当社及び関係会社の役員・従業員向けの教育を実施するなど、役員・従業員の法令遵守意識の向上を図るとともに、コンプライアンスに関する自主点検を全社で実施するなどして、コンプライアンス体制を整備・維持しております。

取締役会につきましては、当事業年度は、取締役会規則に基づき、定時12回、臨時2回、計14回の取締役会を開催し、また取締役会の書面決議を1回実施し、経営の重要事項を決定するとともに、業務執行取締役が職務の執行状況を定期的に報告しております。

監査役におきましては、監査役監査計画書を取締役に報告の上で、当該計画に基づいて取締役の職務執行について監査を実施しております。

また、事務章程等により業務権限・責任を明確に定めており、内部監査規程等に基づき、内部監査室が監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

さらに、法令違反等の早期発見・未然防止のため、当事業年度、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス違反等を認知した場合には、直ちに上司やコンプライアンス担当役員、法務・コンプライアンス推進室長に報告しなければならないとする「即一報」を規定化しております。また、内部通報窓口については、社内としては経営執行から独立した監査役室長に、社外としては専門業者に設置していましたが、内部通報規程を見直し、運用責任者をコンプライアンス担当役員と明確化するとともに、利用促進のために、社内窓口への法務・コンプライアンス推進室長の追加、社外窓口の弁護士への変更を行い、通報時には適切に調査・処置等が行われる体制を整備・運営しております。「即一報」や内部通報窓口については、コンプライアンスカードの配布等により周知を図っております。

反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断の規程を定め、契約書に反社会的勢力排除の規定を置くことを原則化するなどの取組みをしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の記録類を適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当事業年度は、各事業部門によるリスク管理、コーポレート部門による全社レベルのリスク管理の枠組み構築と各事業部門の支援、内部監査室による各事業部門・コーポレート部門のリスク管理状況監査という、いわゆる3線ディフェンスの考え方に基いてリスクを管理することを確認し、この考え方に基いて各部門にて社内ルールの確認・見直しを適宜行っております。コンプライアンス、情報セキュリティ、環境管理、品質、安全衛生、人権・ダイバーシティといった特定の課題・リスクについては担当役員を定めて責任を明確化した上で、各専門委員会については各担当役員の諮問機関との位置付けに見直しております。また、各専門委員会は、期初にその活動計画を定め、経営会議にてその活動方針の承認を受けた上でその活動計画に基づき活動し、全社横断の継続的な活動を通じて各リスクの把握と軽減を図るように制度を変更しております。さらに、各事業部門によるリスク特定・評価を部門リスク一覧として整理しております。

不測の事態発生時の対応については、自然災害等の危機対応に関する規程において、対策本部設置等の体制について規定しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は、①に記載のとおり、取締役会を開催しております。

また、取締役会付議基準、役員統括業務分担、事務章程により業務権限と責任を明確に定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その結果を踏まえて取締役会の運営等について適宜見直しを図っております。なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化をさらに図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。なお、当事業年度、ガバナンスの強化のため、指名・報酬諮問委員会規程を改定し、委員長を社長執行役員から社外取締役に変更するとともに、ガバナンス原則を制定しております。

さらに、経営会議、各部門の事業検討会議を定期的で開催し、重要課題について十分な議論を重ねており、適正かつ迅速な業務推進体制をとっております。なお、当事業年度、意思決定の高度化・効率化を図るとともに経営の透明性を高めるため、従来社長執行役員の諮問機関であった経営会議を合議による意思決定機関としております。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の従業員に対する教育を実施し、当社グループの企業理念・行動規範の子会社等への浸透を図っております。コンプライアンスの取組み（「即一報」や内部通報制度周知等）やリスク管理の取組みについては子会社等に対しても展開し、リスクの把握・軽減に取り組んでおります。

また、関係会社の管理に関する規程等により、子会社等に当社への重要事項の協議・報告を義務付け、経営会議等における年度計画の審議や、各社長との情報交換会を通じて、当社経営方針の徹底を図っております。業務執行や業績の監督のため、子会社等へ取締役・監査役を適宜派遣しており、内部監査室による監査も定期的を実施しております。

なお、当事業年度は、関係会社規程を改定し、関係会社ごとに経営上の重要事項を設定しております。また、関係会社派遣監査役規程を制定し、子会社等へ監査役を派遣する場合の手続、派遣監査役の役割を明確化するとともに、監査品質向上のため監査役・関係会社派遣監査役の情報連絡会を設置しております。

<監査役設置会社の体制に求められる事項>

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役補助のため、監査役会直轄下の監査役室に専任者1名を任命しております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の専任者は、監査役による人事評価や異動への同意により、取締役からの独立性を確保しており、業務執行からは独立しております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、適宜、取締役・使用人に報告を求め、また、取締役会、経営会議、各専門委員会等の重要会議出席・重要書類閲覧等により、重要事項についての情報収集に努めております。また、内部監査室との情報連絡会を毎月実施するなど、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、監査役会は内部監査室より四半期毎に監査結果の報告を受けております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役により、社長執行役員・会計監査人・社外取締役との定期的な意見交換などを通じて、実効的な監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,311	11,332	7,883	△102	29,425
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額			△1,898		△1,898
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△165		△165
誤 謬 の 訂 正 及 び 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	10,311	11,332	5,819	△102	27,361
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			-		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,002		1,002
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		18			18
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	18	1,002	△1	1,019
当 期 末 残 高	10,311	11,350	6,821	△103	28,380

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	762	△460	△661	△358	1,168	30,234
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額			288	288		△1,610
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額						△165
誤 謬 の 訂 正 及 び 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	762	△460	△372	△70	1,168	28,459
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,002
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減						18
自 己 株 式 の 取 得						△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△614	6	△235	△843	△0	△843
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△614	6	△235	△843	△0	175
当 期 末 残 高	148	△453	△607	△913	1,168	28,635

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

住精エンジニアリング株式会社、住精産業株式会社、Sumitomo Precision USA, Inc.、住精ハイドロシステム株式会社、住友精密工業技術（上海）有限公司、SPP Canada Aircraft, Inc.、SPPテクノロジーズ株式会社、寧波住精液圧工業有限公司、CFN Precision Ltd.、SPP長崎エンジニアリング株式会社、新泉精機株式会社、Technickrome Aeronautique Inc.、SPT Microtechnologies USA Inc.、SPP Aerospace Service Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 4社

- (2) 主要な会社名

Silicon Sensing Systems Ltd.

- (3) 持分法を適用していない関連会社（天陽航太科技股份有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券 その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (ロ) たな卸資産 製品及び仕掛品

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。（ただし当社の建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物は定額法）。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年、機械装置及び運搬具4年～9年となっております。

- (ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(ニ) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(ホ) 顧客補償等対応費用引当金

当社が製造する一部の熱交換器の製造において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚したことに伴い、顧客への補償等で将来発生が見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末において、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(ロ) その他の工事

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(ハ) ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、実需を伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社の実態に基づいた期間（主として10年）にわたり、均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社については退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、「流動負債」の「その他」に含めて開示していた「前受金」は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

III. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より一部の海外子会社においてIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することといたしました。当該会計基準の適用にあたり、当社グループは経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産の「その他」が192百万円、流動負債の「リース債務」が66百万円、固定負債の「リース債務」が210百万円それぞれ増加しており、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が165百万円減少しております。

なお、連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

IV. 追加情報

1. 防衛装備品関連損失引当金戻入額

2019年1月、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、過去に不適切な工数調整を行い、過大に請求していた事実が発覚しました。当社は、防衛省に自主的な申告を実施し、本件過大請求に係る過払金、違約金等について、2020年1月24日付で防衛装備庁と合意の上、総額2,576百万円を国庫へ納付しております。

これに伴い、2019年1月時点において今後発生すると見込まれる過大請求額等の防衛省への返納に係る引当として、2019年3月期(2018年4月1日～2019年3月31日)に特別損失5,061百万円を計上しておりましたが、今次納付額との差額2,484百万円を防衛装備品関連損失引当金戻入額として、特別利益に計上いたしました。

2. 高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案

2019年12月下旬に、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚しました。本件に起因して、当社は2020年3月12日付で経済産業省より高圧ガス保安法に基づく行政処分(法第56条の6の18の規定に基づく登録特定設備製造業者の登録の取り消し)を受けており、また、欧州圧力機器指令への抵触により、当社が過去海外に納入した熱交換器各々に発行された同指令への適合認証が民間の認証機関により取消され、2020年7月16日に関係当局への通知がなされたことを確認しております。

これらに伴い、該当製品を出荷した顧客への補償等が発生する見込みであり、当連結会計年度末における見積額1,002百万円を顧客補償等対応費用引当金として流動負債に計上するとともに、同額を顧客補償等対応費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。また、本件により販売不能となったたな卸資産の評価損267百万円についても特別損失に計上しております。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大は経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、その収束時期や影響の程度を合理的に予測することは困難ではあるものの、航空宇宙セグメントにおける民間航空機向け脚部品及び同エンジン用熱交換器等に関しては、現時点で入手可能な情報に基づき、少なくとも2021年3月期までの1年間はその影響が継続し、2022年3月期以降はその影響は限定的であると想定しており、繰延税金資産の回収可能性における将来の課税所得の見積り及び固定資産の減損における将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

しかしながら、当該想定には不確定要素が多く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、今後の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

V. 誤謬の訂正に関する注記

過年度における退職給付の計算などに誤りがあることが判明したため、当連結会計年度において、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高が、利益剰余金が1,898百万円減少、退職給付に係る調整累計額が288百万円増加しております。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団抵当資産

建物、機械装置、土地 423百万円

(2) 工場財団抵当資産に対応する債務

長期借入金（注） 680百万円

（注）長期借入金には1年内返済予定を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

47,526百万円

（注）上記金額には、減損損失累計額を含めております。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,316,779株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はございません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はございません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

また、短期的な運転資金は主として銀行借入によっており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で保有しております。デリバティブは、通貨スワップ取引は外貨建借入金の為替変動リスクを、また金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権の為替の変動リスクは、内部管理規定に基づき実需の範囲でヘッジを目的として先物為替予約を行い低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*3)	時 価 (*3)	差 額 (*4)
(1) 現金及び預金	8,154	8,154	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,269	17,269	—
貸倒引当金 (*1)	(29)	(29)	—
	17,240	17,240	—
(3) 投資有価証券	595	595	—
資産計	25,992	25,992	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,062)	(6,062)	—
(5) 短期借入金	(15,764)	(15,764)	—
(6) 長期借入金 (*2)	(8,150)	(8,150)	(0)
負債計	(29,977)	(29,978)	(0)
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めた額で表示しております。

(*3) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(*4) 差額については、時価から連結貸借対照表計上額を控除して算出した額を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

「(1) 現金及び預金」及び「(2) 受取手形及び売掛金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(3) 投資有価証券」

投資有価証券の時価について、取引所の価格によっております。

負債

「(4) 支払手形及び買掛金」及び「(5) 短期借入金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(6) 長期借入金」

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップまたは振当処理と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「ヘッジ会計が適用されているもの」

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定する方法によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるもの、または通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「(6)長期借入金」参照）。

(注2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額1,645百万円）及び非上場株式（連結貸借対照表計上額217百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	5,190円60銭
2. 1株当たり当期純利益	189円36銭

Ⅸ. その他の注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの内容

場 所	用 途	種 類
埼玉県入間市	共用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地
兵庫県尼崎市	福利厚生資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他（有形固定資産）
神奈川県藤沢市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具
長崎県諫早市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他（有形固定資産）、その他（無形固定資産）
カナダ・オンタリオ州	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他（有形固定資産）、その他（無形固定資産）

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は利用方針の変更に伴い遊休となった共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また当社は保有する福利厚生施設の利用方針を見直し、当該施設の解体に着手することを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社及び連結子会社であるSPP長崎エンジニアリング株式会社、住精ハイドロシステム株式会社及びCFN Precision Ltd.において、当初想定した収益が見込めなくなった為、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	449百万円
機械装置及び運搬具	103
土地	358
建設仮勘定	2
その他（有形固定資産）	7
その他（無形固定資産）	8
計	930

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については使用価値または正味売却価額により算定しております。また、将来キャッシュ・フローの獲得が見込めない資産グループは、回収可能価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	10,311	11,332	823	259	3,090	△102	25,715
誤謬の訂正による 累積的影響額					△1,923		△1,923
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	10,311	11,332	823	259	1,167	△102	23,792
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					-		-
固定資産圧縮積立金の取崩				△2	2		-
当期純損失(△)					△225		△225
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2	△223	△1	△227
当 期 末 残 高	10,311	11,332	823	256	944	△103	23,565

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	455	26,171
誤謬の訂正による 累積的影響額		△1,923
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	455	24,248
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
当期純損失(△)		△225
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△307	△307
事業年度中の変動額合計	△307	△534
当 期 末 残 高	148	23,713

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|--|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|---|
| 製品及び仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物3年～50年、機械及び装置4年～9年となっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(5) 顧客補償等対応費用引当金

当社が製造する一部の熱交換器の製造において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚したことに伴い、顧客への補償等で将来発生が見込まれる損失に備えるため、当事業年度末において、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - (2) その他の工事
工事完成基準
7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象……………借入金
 - (3) ヘッジ方針
社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、実需を伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。
8. その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 追加情報

1. 防衛装備品関連損失引当金戻入額

2019年1月、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、過去に不適切な工数調整を行い、過大に請求していた事実が発覚しました。当社は、防衛省に自主的な申告を実施し、本件過大請求に係る過払金、違約金等について、2020年1月24日付で防衛装備庁と合意の上、総額2,449百万円を国庫へ納付しております。

これに伴い、2019年1月時点において今後発生すると見込まれる過大請求額等の防衛省への返納に係る引当として、2019年3月期（2018年4月1日～2019年3月31日）に特別損失4,864百万円を計上しておりましたが、今次納付額との差額2,415百万円を防衛装備品関連損失引当金戻入額として、特別利益に計上いたしました。

2. 高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案

2019年12月下旬に、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚しました。本件に起因して、当社は2020年3月12日付で経済産業省より高圧ガス保安法に基づく行政処分（法第56条の6の18の規定に基づく登録特定設備製造業者の登録の取り消し）を受けており、また、欧州圧力機器指令への抵触により、当社が過去海外に納入した熱交換器各々に発行された同指令への適合認証が民間の認証機関により取消され、2020年7月16日に関係当局への通知がなされたことを確認しております。

これに伴い、該当製品を出荷した顧客への補償等が発生する見込みであり、当事業年度末における見積額1,002百万円を顧客補償等対応費用引当金として流動負債に計上するとともに、同額を顧客補償等対応費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。また、本件により販売不能となったたな卸資産の評価損267百万円についても特別損失に計上しております。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大は経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、その収束時期や影響の程度を合理的に予測することは困難ではあるものの、航空宇宙セグメントにおける民間航空機向け脚部品及び同エンジン用熱交換器等に関しては、現時点で入手可能な情報に基づき、少なくとも2021年3月期までの1年間はその影響が継続し、2022年3月期以降はその影響は限定的であると想定しており、繰延税金資産の回収可能性における将来の課税所得の見積り及び固定資産の減損における将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

しかしながら、当該想定には不確定要素が多く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、今後の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

III. 誤謬の訂正に関する注記

過年度における退職給付の計算などに誤りがあることが判明したため、当事業年度において、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金が期首残高より1,923百万円減少しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団抵当資産	
建物、機械及び装置、土地	423百万円
(2) 工場財団抵当資産に対応する債務	
長期借入金（注）	680百万円
（注）長期借入金には1年内返済予定分を含んでおります。	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

（注）上記金額には、減損損失累計額を含めております。

43,406百万円

3. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対する連帯保証債務

CFN Precision Ltd.	658百万円
Tecinickrome Aeronautique Inc.	124百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権	3,108百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,325百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	7,712百万円
関係会社からの仕入高	9,771百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	863百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	25,110株
------	---------

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損やたな卸資産評価損の否認等であり、その算定に当たり、繰延税金資産から控除された金額は3,774百万円であります。

2. 繰延税金負債

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用及びその他有価証券評価差額金等であります。

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により電子計算機等を使用しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	SPP Canada Aircraft, Inc.	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	△18	長期貸付金 (注3)	1,579
子会社	SPPテクノロジー株式会社	所有 直接 95%	資金の援助 製品等の仕入	資金の貸付 (注2)	△1,100	短期貸付金	-
					△1,750	長期貸付金	-
				CMSによる 資金の預け 受取利息 (注2)	1,185 5	その他 (流動資産)	151
				製品等の仕入 (注2)	5,093	買掛金	481
			原材料等の購買代行 (注2)	1,783	未収入金	729	

(注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) SPPテクノロジー株式会社との取引価格は、市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - (2) SPP Canada Aircraft, Inc. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、一括返済としております。
 - (3) SPPテクノロジー株式会社に対するCMSによる資金の預けについては、取引金額は当事業年度における平均貸付(借入)残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. SPP Canada Aircraft, Inc. への長期貸付金に対し、1,185百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. その他の関係会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引の金額 (注1)	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社	住友商事株式会社	被所有 直接 27%	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	6,044	売 掛 金	838
その他の関係会社の子会社	住商エアロシステム株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	5,231	売 掛 金	3,695
その他の関係会社の子会社	住商メタレックス株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	製品等の販売	製品等の販売 (注2)	1,535	売 掛 金	614

(注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

住友商事株式会社、住商エアロシステム株式会社及び住商メタレックス株式会社との取引価格は、市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,481円37銭
2. 1株当たり当期純損失	42円65銭

XI. その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を計上した資産グループの内容

場 所	用 途	種 類
埼玉県入間市	共用資産	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地
兵庫県尼崎市	福利厚生資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品
神奈川県藤沢市	事業用資産	建物、構築物、機械及び装置

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は利用方針の変更に伴い遊休となった共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また当社は保有する福利厚生施設の利用方針を見直し、当該施設の解体に着手することを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	438百万円
構築物	2
機械及び装置	7
工具、器具及び備品	2
土地	420
計	871

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については使用価値または正味売却価額により算定しております。また、将来キャッシュ・フローの獲得が見込めない資産グループは、回収可能価額を零として評価しております。